

家屋を取り壊したときは届出が必要です

家屋の全部または一部を取り壊したときは、届出が必要です。固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日現在に存在する家屋に課税されます。年の途中で取り壊した家屋については、翌年から課税されませんので、年末までに届出を行ってください。

■未登記家屋を取り壊したとき
「町税務課に「家屋滅失届」を提出してください。

■登記済家屋を取り壊したとき
法務局で滅失登記の申請を行ってください。滅失登記が完了すると法務局から通知が役場に届きますので、役場での手続きは必要ありません。

ただし、滅失登記を行わないと

日本遺産「みちのくGOLD浪漫」

日本遺産「みちのくGOLD浪漫」推進協議会では、認定ストーリー「みちのくGOLD浪漫―黄金の国ジパング、産金はじまりの地をたどる―」のPRの一環として、構成市町(平泉町・陸前高田市・気仙沼市・南三陸町・涌谷町)内のゴールドな景色、ゴールドとして象徴すべきモノ、身近にある何気ないゴールドを、一枚のポスターとして表現するPRコンテスト「きんぼす」を開催しています。

■応募期間：12月31日(金)まで

■応募資格
住まい・年齢・性別・プロ・アマ・国籍を問わずどなたでも

■応募方法
きんぼす公式サイトからご応募ください。

■問い合わせ先
日本遺産「みちのくGOLD浪漫」推進協議会事務局(涌谷町教育委員会生涯学習課)
0229-43-3001
観光商工課 46-5572

11月30日(日)は「人生会議の日」です!

■人生会議とは
ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の愛称です。ACPとは、自分の大切にしていることや望み、どのような医療やケアを望んでいるかについて、自ら考え、また、自分の信頼する人たちと話し合い、共有することを言います。

■元気なうちから
誰もが、命に係わる大きな病気やけがをする可能性があります。命の危険が迫った状態になると、約70%の人が医療や介護などのケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。住み慣れた地域で、最期まで自分らしく安心して暮らしていくには、元気なうちから私たちひとり一人が時折、「人生の最終段階でのありたい姿」について考えておく必要があります。

■話し合いを重ねる・繰り返しプロセス
自分の人生で大切にしてきたことや望んでいること、人生の最終段階でのありたい姿などを信頼できる周囲の人と話し合っておくことで、もしもの時に、あなたの信頼する人があなたの代わりに医療や介護などのケアについて難しい判断をする場合に重要な助けとなりますので、この話し合い(人生会

議)の過程(プロセス)が何よりも重要だとされています。人生会議を通じて、あなたの気持ちや周りの信頼できる人たちに知ってもらえることは、あなた自身のためであり、またあなたの信頼する大切な人の大きな助けにもなります。

■人生会議の進め方(例)
あなたが大切にしていることは何ですか?
あなたが信頼できる人は誰ですか?
あなたが大切にしていることを話し合いましたか?
信頼できる人や医療・ケアチームと話し合いましたか?
結果、あなたと共有し合いましたか?
話し合いの大切さを伝えてみましたか?

心身の状態に応じて意思は変化するため何度でも繰り返し考え話し合しましょう

■問い合わせ先
保健センター 46-5571

配偶者やパートナーからの暴力(DV)で悩んでいませんか

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではなく重大な人権侵害です。DVには、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、脅す、大声でののしる、性行為の強要、生活費を渡さない、使わせない、携帯電話のチェック、行動の監視など、精神的・性的・経済的・社会的暴力も含まれます。

もしも、身近な人からの暴力に悩んでいたら一人で悩まず相談ください。

11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待は子どもの権利を侵害する行為であり、子どもの健やかな成長に影響を及ぼします。児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

「虐待かも」と思ったら「市町村の相談窓口や児童相談所虐待対応ダイヤル0189にご連絡ください。」

■虐待とは

- ▽身体的虐待
殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- ▽性的虐待
子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ▽心理的虐待
言葉により脅かす、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など
- ▽ネグレクト
乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

■相談窓口・問い合わせ先
町民福祉課 46-5562
一関児童相談所 21-0560
児童相談所虐待対応ダイヤル 0189



日本赤十字社義援金の募集

日本赤十字社では、下記災害の義援金などの募集を受け付けております。義援金については直接ゆうちょ銀行または郵便局から送金いただき、受付期間中は振替手数料が無料となります。なお、この義援金は、所得税法、地方税法、および法人税法に基づき寄附金に該当します。

受領証希望の人は通信欄に「受領証希望」と明記してください。

【令和3年8月大雨災害義援金】
▽口座記号番号
00190-2-697167
▽口座加入者名
日赤令和3年8月大雨災害義援金
■受付期間
令和4年3月31日(木)まで
■問い合わせ先
町民福祉課 46-5562

第4回ひらいらずみ「プロフェスタ」を開催します

心の健康づくりと、障がいの有無に関わらずお互いを尊重し合える地域づくりを目指して開催します。

■日時：12月2日(木)
午前11時30分～午後3時15分

■場所：役場201会議室

■内容
▽障がい者福祉施設の紹介・物品の販売
▽講話「障がいのある方をより理解するために」
▽実技「椅子ヨガで心も身体もほぐしましょう」
■定員：50人(事前予約制)
■申し込み・問い合わせ先
保健センター 46-5571

落ち葉や草木の不法投棄にご注意ください

落ち葉掃除や草刈作業などを行って、集めた落ち葉や刈り取った草木を土壌に還すため、山林や草地などに投棄することがありますが、「他人の土地」への大量の投棄は「不法投棄」となります。

落ち葉・枯れ葉はコンポストを利用すれば堆肥になり、また、法律の

定めにより少量の焼却は認められていますので、適切な処分をお願いします。なお、焼却の際は煙の量や風向きに注意して近隣のみなさんに迷惑のかからないようにしてください。

■問い合わせ先
町民福祉課 46-5562